

憲法九条を守る、これからのたたかい

～憲法改正国民投票法は制定されてしまったが～

2007年5月19日「いぶすき9条の会」
鹿児島大学法科大学院（憲法） 小栗 実

1、「憲法改正国民投票法」は制定されてしまったが・・・。

- (1)「憲法改正国民投票法」は、5月14日に参議院で可決し、成立したが、法には多々、検討すべき問題点が残ったまま。今後、「改正」の運動も必要。
 - (i) 国民投票運動に関する報道規制、運動規制も多い。
 - (ii) 改憲案が提案されてから国民投票までの周知期間は？
 - (iii) 最低投票率の設定がなく、改憲のための「ハードル」が低い。
 - (iv) 国民投票の投票は「内容において関連する事項ごとに区分して行うものとする。」

(2) 施行は3年後。「18歳選挙制」「公務員の政治活動制限」はこの3年以内に検討することになっているが・・・。

(3) 両院に憲法審査会がつくられ、「改正原案」は審査できないが、「骨子」などを議論する危険性。

2、安倍内閣の憲法9条に対する敵視の発言

- (1)「任期中に改憲」(10月31日)
「時代に合わない条文として1つの典型的な例は9条だろう。」「私の任期は3年で、2期まで努めることができる。その任期中に改定を達成したい」
- (2) 首相年頭記者会見(2007年1月4日)
「憲法改正をぜひ私の内閣で目指していきたい。参院選でも訴えていきたい。」
- (3) 首相施政方針演説(1月26日)
「現行憲法を頂点にした戦後レジーム(体制)を大胆に見直し、新たな国家像を描いていくことこそ私の使命」
- (4)「新憲法制定推進の集い」で総裁として発言(4月24日)
「憲法改正は必ず政治スケジュールにのせていくことを自民党総裁として約束する」

3、安倍内閣は憲法9条をいかに「空洞化」してくるか？

- (1) 明文改憲の動きが公然化→憲法審査会での議論＝「改正原案」（法で三年は審査できない）の元となる「骨子」などを議論する危険性。これをしっかり批判していく必要がある。
- (2) 自衛隊の海外での米軍への協力をひきつづきすすめるための動き＝違憲の法律によって、憲法九条の内容をほりくずしていこうとする。
 - ア、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」＝米軍の再編に対するお金と、基地を持つ自治体への「アメ」
 - イ、イラク特措法もひきつづき航空自衛隊が活動継続できるように延長しようとしている。
 - ウ、こんご「自衛隊海外派遣恒久法」の制定に動きもでてくる。
 - エ、集団的自衛権についての政府解釈の見直し→有識者会議をつくると表明（今年4月5日）。4類型を研究する方針→国内で導入を進めているミサイル防衛（MD）システムに触れながら「米国に向かうかもしれないミサイルを撃ち落とすことができないのかどうかも研究しなければならない」（昨年11月14日）

4、憲法9条を活かす未来を切り開く展望

- 「憲法改正した方がいい、という世論が多数」のいう調査をどうみるか？
憲法について、十分な理解がまた広がっていない＝「改正すべき条項」の1位は「社会保障」。それに「新しい人権」への期待が「憲法改正」の世論を押し上げている＝「環境権」や「知る権利」をいれる「加憲」をどうみるか？
- 現在の「憲法改正」の本質は、明らかに「憲法9条改正」をめざしていると考えられるべき。改憲推進勢力（自民党、財界、米国指導層ほか）はその意図をかくしていない。
- 「9条の会」ほかの活動によって世論を変える、世論が変わる。
世論の変化＝「9条は変えない方がいい」が増える。「これまでの改正賛成派の中に改正の動きを慎重に見守りたいとする人が出てきている」（読売新聞4月6日ほか）
- 憲法9条の大切さを広めよう！
 - (1) 軍事化の「歯止め」を政府が約束せざるをえなかったことの意味
 - (2) いま、紛争がつづく世界で求められている9条の理念
 - (3) 平和・人権外交、軍縮、非核三原則の堅持⇒日本を世界から尊敬される国に